

入札説明書

北信森林管理署戸隠森林事務所改修設計図書作成業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年6月25日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 北信森林管理署 屋敷 昌司

3 担当部局

〒389-2253 長野県飯山市大字飯山 1090-1

北信森林管理署 総務グループ

電話 (IP) 050-3160-6060 (NTT) 0269-62-4141

4 業務概要

(1) 業務名 北信森林管理署戸隠森林事務所改修設計図書作成業務

(2) 業務場所 長野県長野市戸隠 2299

(3) 業務内容 新築工事設計及び積算業務 詳細は「改修設計図書作成業務仕様書」による

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年1月15日

(5) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う対象業務である。

(6) その他

ア 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)等は電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

イ 電子入札システムで使用できる IC カードは、一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請により、承認された競争参加資格者名で IC カードを取得し、林野庁電子調達システムに利用者登録を行ったものに限る。

5 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8年度中部森林管理局競争参加有資格者のうち、「測量・建設コンサルタント等」の業種区分「建築士事務所」に登録された「A等級」、「B等級」及び「C等級」の者であること(会社更生法(平成14年度法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされ

ている者については、手続開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者(上記(3)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 競争参加資格確認申請書および資料(以下「申請書等」という。)の提出期間の日から開札の時までの期間に、中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付59林野経第156号林野庁長官通達)または「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(平成26年12月4日付け26林政政第338号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 平成23年4月1日から令和8年3月31日までの15年間に元請けとして完成・引渡し完了し、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。

同種業務：延面積が500平方メートル以上の建築工事(新築又は増改築工事で躯体、外装、内装工事を含む建築一式工事をいう。)の設計(設計共同体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合に限る。)

(7) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

ア 主任技術者として2級建築士以上の者を配置できること。

イ 平成23年4月1日から令和8年3月31日までの15年間に、上記(6)に掲げる業務の経験を有する者であること。

(8) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

① 親会社と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 本店・支店又は営業所が中部森林管理局管内(富山県、長野県、岐阜県、愛知県)に所在すること。

(10) 「農林水産省発注工事等から暴力団の排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記5(3)の認定を受けてない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において上記5(1)、(2)及び(4)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記5(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記5(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札方式による場合は持参すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期間：入札公告3(2)アに同じ。

イ 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別紙様式1)、「資料」(別紙様式2、3)をそれぞれ添付し提出すること。ただし、申請書等の合計ファイル容量が10MBを超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メール(電子メール送信容量は5MB以内とする。)(締切日必着)で提出すること。郵送又は電子メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電子メールで送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送または電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムにより、申請書等として送信すること。

- ・ 郵送又は電子メールで提出する旨の表示
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類の目録
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者及び電話番号、電子メールアドレス
- ・ 郵送又は電子メールの場所の送付先は、入札公告3(2)イに同じ。

ウ ファイル形式

電子入札システム又は電子メールによる提出書類のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word (Word2016形式以下)
- ・ Microsoft Excel (Excel2016形式以下)
- ・ その他アプリケーションPDFファイルAcrobatDC以下
- ・ 画像ファイルJEEG形式又はGIF形式
- ・ 圧縮ファイルLZH形式

【紙入札による提出の場合】

ア 提出期間：入札公告3(2)アと同じ。

イ 提出場所：入札公告3(2)イに同じ。

ウ 提出方法：申請書及び資料等の提出は、上記イに持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。ただし提出期間内必着のこと）により提出するものとする。

(2) 申請書は別紙様式1により作成すること

(3) 資料は次に従い作成すること。

ただし、上記5(6)の同種業務の実績、上記5(7)の配置予定技術者の同種業務の経験については、業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

ア 同種業務の実績

上記5(6)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を別紙様式2に1件記載すること。

イ 配置予定の技術者

上記5(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種業務の実績を別紙様式3に1件記載すること。

入札書投函後開札までの期間及び入札保留がされている期間において、他の業務等を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申出（理由：技術者の重複により）を行うこと。また、その申出に基づき投函された入札書は、無効とする。

なお、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合においては、他の業務を落札又は落札予定者となったことにより記載した配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに申請書の取下げ及び入札辞退を行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者を変更できるものとする。

ウ 契約書の写し

上記アの同種業務の実績、イの配置予定技術者の経験においては、実績として記載した業務に係る契約書等の写し及び資格が確認できる書面を提出すること。

ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービスシステム（TECRIS）（以下「TECRIS」という。）」に登録されており、その内容がア、イを確認できる場合は、業務カルテの写し（一般データ、技術者データ）を提出し、契約書の写しを提出する必要はない。また、TECRISにて業務内容が確認できない場合は、契約書の他に業務計画書等の当該業務の内容（同種業務の実績及び配置予定技術者の経験等）が証明できる書類を添付すること。契約書の他に施工計画書等の当該業務の内容登録内容確認書の写し（同種業務の実績及び技術者の経験）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

(4) 資料説明会

資料説明会については、原則として実施しない。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、競争参加資格申請受付期間の期限の日までに提出されたものをもって行うものとし、参加資格の有無については、令和8年7月14日までに「競争参加資格確認通

知書」により通知する。

参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(7) その他

ア 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りでない。

7 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和8年7月24日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）16時まで（12時から13時までを除く。）。

イ 提出場所：入札公告3（2）イに同じ。

ウ 提出方法：電子メールにより提出すること。提出後は、入札公告3（2）イに提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参による提出は認めるが郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和8年8月4日までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 提出期間：令和8年6月26日から令和8年7月16日まで

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日9時00分から16時00分まで（12時から13時までを除く。）

イ 提出場所：入札公告3（2）イに同じ。

ウ 提出方法：電子メール又は書面又は持参することにより提出すること。提出後、上記5（5）に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 上記（1）の質問に対する回答は、令和8年7月17日から令和8年7月22日まで、中部森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiri/nyusatu/situmonkaitou.html>

9 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の締切は、入札公告4(3)アに同じ。
なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。
- (2) 紙入札方式による持参の場合は、入札公告4(3)イに同じ。
- (3) 開札は、入札公告4(3)ウに同じ。
- (4) 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。なお、委任状がある場合は持参すること。

10 入札方法

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除する。
- (2) 契約保証金：契約金額の10分の1以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保証会社との間に分任支出負担行為担当官を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の10分の1以上)を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

11 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。
紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。
- (2) 第1回の入札に際しては、入札参加者に第1回の入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
なお、工事内訳書の様式は任意であるが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。
ア 工事費内訳書の提出方法
工事費内訳書の様式は、別途示す指定した設計書の項目に第1回の入札書に記載される金額を記載して、第1回の入札時に提出すること。なお、郵送による入札の場合は、入札書と

は別封筒にて郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）すること。

また、入札時において、上記とは別に積算参考資料に準じた工事費内訳書の提出を求めることがあるので、持参すること。

イ 工事費内訳書は、返却しない。

ウ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

エ 工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書、資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに中部森林管理局競争契約入札心得（「中部森林管理局ホームページ」→「契約関係情報」→「競争契約入札心得・随意契約見積心得」よりダウンロードすることにより交付）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札者決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記5に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

13 配置予定技術者の確認

落札者決定後、TECRIS等により配置予定の技術者が上記5の(7)に違反する事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、実際の業務にあたって請負者は、業務の継続性において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

(1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

(2) 請負者の責によらない理由により業務中止又は業務内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

14 契約書作成の要否

別冊契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

15 支払条件

前払金 無

16 再苦情申立て

(1) 分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記6(1)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面に

より、分任支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、中部森林管理局入札等監視委員会が審議を行う。

(2) 提出場所及び苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、入札公告3(2)イに同じ。

(3) 書面は、代表者又はそれに代わる者が持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(4) 分任支出負担行為担当官は、苦情の申立てがあった者に対し、上記(2)の入札等監視委員会の審議結果を踏まえたうえで、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由。

イ 申立てが認められると判断されたときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要。

17 関連情報を入手するための照会窓口

入札公告3(2)イに同じ。

18 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書、資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、別紙様式4に記載した配置予定の技術者を当該業務の現場に配置すること。

(4) 電子入札システムは、休日を除く9時から17時まで稼働している。

(5) システム操作上の手引書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

ア システム操作・接続確認等の問合せ先

農林水産省電子入札システムヘルプデスク

受付時間：9時から16時まで

電話：048-254-6031

E-mail：help@maff-ebic.go.jp

(7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。

(8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(9) 本業務の手続に際して、本店、支店又は営業所の所在地として設定した区域は以下に示す区域である。

長野県内

(10) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決

定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については、入札心得によるものとする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなど綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、中部森林管理局のホームページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html

農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。